

## 令和7年第1回宮崎市議会（3月定例会）

### 提出案件一覧（その2）

#### 1 件数

|     | 今 回 | 累 計    |
|-----|-----|--------|
| 議 案 | 4 件 | (82 件) |
| 報 告 | 0 件 | (11 件) |
| 合 計 | 4 件 | (93 件) |

#### 2 内訳

##### (1) 議案（4件）

①工事請負契約の締結（3件）

⇒ 議案第79号～議案第81号

②条例案（1件）

⇒ 議案第82号

### 3 議案の概要

議案第79号 工事請負契約の締結について 【契約課（公共建築課、消防局 総務課）】

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

宮崎市消防局・北消防署新庁舎棟新築工事のうち建築主体工事

◇工事概要

- 1 工事内容 消防局・北消防署新庁舎棟（鉄骨造（免震構造）4階建て 延べ面積5,164.42㎡）の新築工事（電気設備工事、機械設備工事、外構工事を除く）
- 2 工事場所 宮崎市霧島5丁目1番1
- 3 完成期限 令和9年1月8日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

2,482,370,000円

◇契約の相手方

桜木・松本・井上特定建設工事共同企業体

議案第80号 工事請負契約の締結について【契約課（公共建築課、消防局 総務課）】

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

宮崎市消防局・北消防署新庁舎棟外新築工事のうち電気設備工事

◇工事概要

- 1 工事内容 消防局・北消防署新庁舎棟（鉄骨造（免震構造）4階建て 延べ面積5,164.42㎡）、訓練棟及び車庫倉庫棟の新築工事のうち電気設備工事一式
- 2 工事場所 宮崎市霧島5丁目1番1
- 3 完成期限 令和9年2月26日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

636,468,801円

◇契約の相手方

九南・小田・電工社特定建設工事共同企業体

議案第81号 工事請負契約の締結について【契約課（公共建築課、消防局 総務課）】

◇提案理由

工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

宮崎市消防局・北消防署新庁舎棟外新築工事のうち機械設備工事

◇工事概要

- 1 工事内容 消防局・北消防署新庁舎棟（鉄骨造（免震構造）4階建て 延べ面積5,164.42㎡）、訓練棟及び車庫倉庫棟の新築工事のうち機械設備工事一式
- 2 工事場所 宮崎市霧島5丁目1番1
- 3 完成期限 令和9年2月26日

◇契約の方法

条件付一般競争入札

◇契約の金額

663,890,617円

◇契約の相手方

江坂・生目・巴特定建設工事共同企業体

◇提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定等を行うため。

◇主な内容

- 非常勤消防団員の補償基準額を次のとおり改定する。（別表）

（単位：円）

| 階級        | 勤 務 年 数           |                   |                   |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|
|           | 10年未満             | 10年以上20年未満        | 20年以上             |
| 消防団長及び副団長 | 12,900(現行 12,500) | 13,700(現行 13,350) | 14,500(現行 14,200) |
| 分団長及び副分団長 | 11,300(現行 10,800) | 12,100(現行 11,650) | 12,900(現行 12,500) |
| 部長、班長及び団員 | 9,700(現行 9,100)   | 10,500(現行 9,950)  | 11,300(現行 10,800) |

- 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を「9,100円」から「9,700円」に、最高額を「14,200円」から「14,500円」に改定する。（第5条）
- 配偶者に係る補償基礎額の加算額を「217円」から「100円」に、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る補償基礎額の加算額を「333円」から「383円」に改定する。（第5条）

◇施行期日

令和7年4月1日（経過措置の規定あり）